

茨城労働局発表
令和3年5月14日(金)

【照会先】
茨城労働局 雇用環境・均等室
雇用環境改善・均等推進監理官 山口 京子
労働紛争調整官 伊藤 英貴
(直通電話)029(277)8295

茨城大学で労働法の講義を行います

～在学中のアルバイトや就職活動に役立つ「アルバイトの労働条件を確かめよう！」キャンペーン(4月1日～7月31日)実施中～

茨城労働局(局長 下角圭司)では、県内の大学生等を対象に、アルバイトを始める前に労働条件の確認を促すキャンペーン(別添)を実施しており、今般、キャンペーンの一環として、茨城大学と連携して下記のとおり講義を行いますので、お知らせします。

【日時等】令和3年5月21日(金)10:20開始(11:50終了)

【場所等】茨城大学講堂 水戸市文京2-1-1

【対象者】茨城大学人文社会科学部法律経済学科1年生(125名)及び教員(11名)

【講師等】茨城労働局雇用環境・均等室

(働き方・休み方改善コンサルタント*1及び労働紛争調整官*2)

【内容等】①大学生と労働(アルバイト等の注意点)

②大学生と就労(今後の就職活動や就業上の注意点)

③労働局の役割(労働基準監督官等の仕事)

【当日の取材について】

事前に上記照会先にご連絡の上、直接会場にお越しください。

なお、大学へのお問い合わせはご遠慮ください。

また、プライバシーの保護にご配慮いただくとともに、インタビューを行う場合には、同意を得ていただくようお願いいたします。



<資料> 別添 令和3年度「アルバイトの労働条件を確かめよう！」キャンペーンの概要

*1 働き方・休み方改善コンサルタントとは、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現のため、働き方や休み方の見直しに係る、相談、指導等を行っています。

*2 労働紛争調整官とは、労働条件その他労働関係に関する個々の労働者と事業主との間の紛争(個別労働紛争といいます)の未然防止及び自主的な解決を促すため、労働者及び事業主に対し、情報提供、相談、助言・指導等を行うほか、紛争解決のためのあっせん制度の運営を行っています。

令和3年度「アルバイトの労働条件を確かめよう！」キャンペーンの概要

茨城労働局

茨城労働局は、大学生、短大生、専門学校生(以下「大学生等」という。)が大学等に入学後、学生生活の充実のためにアルバイトを行う際、適正な労働条件が確保され、トラブルに巻き込まれないために、重点事項を事業主や大学生等へ周知・啓発することを通じて、「労働条件を確かめる」ことを促すことなどを目的として、当キャンペーンを実施する。

1. 実施時期 令和3年4月1日から7月 31 日まで

(特に多くの新入学生がアルバイトを始める時期)

2. 重点事項

- (1) 労働契約締結の際の学生アルバイトに対する労働条件の明示
- (2) 学業とアルバイトの両立ができるような勤務時間のシフトの適切な設定
- (3) 学生アルバイトの労働時間の適切な把握
- (4) 学生アルバイトへの商品の強制的な購入の抑止とその代金の賃金からの控除の禁止
- (5) 学生アルバイトの労働契約の不履行等に対して、あらかじめ罰金額を定めることや労働基準法に違反する減給制裁の禁止

3. 実施事項

(1) 大学等における出張相談の実施

大学等より依頼があった場合には、茨城労働局による予約制出張相談を実施。

(2) 総合労働相談コーナーにおける「若者相談コーナー」の設置

茨城労働局及び各労働基準監督署に設置されている総合労働相談コーナーに「若者相談コーナー」を設置し、学生への相談に重点的に対応。

(3) 周知・啓発の実施

キャンペーンの趣旨について、報道機関に対する資料提供、ホームページへの掲載、地方公共団体、関係機関等の広報誌への掲載依頼等による周知。

(4) リーフレット等の配布

リーフレット(別添1、2、3)等を使用者団体、労働組合、地方公共団体等に配布するほか、説明会等の際に事業主に配布。